

# 新しいのれん概念の検討

榊原英夫

- I はじめに
- II のれんの構成要素の分析
- III コアのれん概念
- IV コアのれん概念に関する実務上の問題点
- V むすび

## I はじめに

のれん概念を明らかにすることは、企業結合においてパーチェス法を適用するさいに生じるのれん（「被取得企業の取得原価」が、識別可能な純資産の公正価値（時価）を超える差額）をどのように会計処理すべきかに関する問題、とりわけ、のれんの資産性に関する問題を解明するために必要不可欠であると考えられる。伝統的のれん概念については、別稿（[6]，47-55頁）において、3つの主要な見解（①識別不能無形資源説，②超過利益説，③総合的評価勘定説）を検討した。本論文においては、米国財務会計基準第141号（SFASNo.141）などにより提示された新しいのれん概念を検討する。

SFASNo.141は、実務上のれんとして認識されてきた金額を、6つの構成要素に分析し、そのうち2つの構成要素を概念上のれんとみなす見解（コアのれんと呼ばれる新しいのれん概念）を提示している。また、国際財務報告基準第

3号(IFRSNo.3)やL.T.ジョンソンとK.R.ペトロンも、これと同様の見解を提示している。本論文では、これらの見解を(1)のれんの構成要素の分析、(2)コアのれん概念、(3)コアのれん概念に関する実務上の問題点、に分けて検討する。

## II のれんの構成要素の分析

SFASNo.141 ([2], para.B102)は、実務においてのれんとして認識されてきた金額(企業結合の対価が、被取得企業の純資産の帳簿価額を超える金額)には、次のような6つの構成要素が含まれると述べている。

構成要素1—取得日における被取得企業の純資産の帳簿価額を超える公正価値の超過額

構成要素2—取得日において被取得企業によって認識されていないその他の純資産の公正価値

これらの構成要素は、おそらく、測定の困難性という理由で、認識規準を満たさなかったり、あるいは、それらの認識を禁止している規定があったり、それらを認識するコストがベネフィットにより正当化できないと企業により結論づけられたりすることから、認識されていない。

構成要素3—被取得企業が有する既存事業の「継続企業」要素の公正価値

「継続企業」要素は、純資産が個別に取得されなければならない場合に期待されるだろう利益率を超える、純資産の組織化された集合体に基づくより高い利益率を獲得する優良企業としての能力を表す。それは、事業の純資産の相乗効果やその他の便益(たとえば、企業が独占的利益を獲得する能力や潜在的競争者による市場参加に対する法的なあるいは取引コストによる障害を含む市場の不完全性に関連する諸要因)から生じる。

構成要素4—取得企業の純資産および事業と被取得企業のそれらとの結合か

### ら期待される相乗効果やその他の便益の公正価値

これらの相乗効果やその他の便益は、各々の企業結合に固有のものである。したがって、企業結合ごとに異なる相乗効果が、それゆえ、異なる価値が生じるであろう。

### 構成要素5—対価を評価するさいの誤りから生じる、取得企業によって支払われる対価の過大評価

全部現金取引による購入対価については、測定の見誤りは生じないであろうが、取得企業の株主持分に関わる取引については、必ずしもそうとは言えない。たとえば、日々取引されている普通株式の数が、企業結合を実施するために発行される株式数に比べて少ない場合、企業結合を実施するために発行されるすべての株式に現在市場価格を当てはめることは、これらの株式を現金で売却し、その現金を企業結合の実施のために用いる場合より、より高い価値をもたらすであろう。

### 構成要素6—取得企業による過大（過小）な支払

たとえば、過大な支払は、被取得企業を競っている過程で価格が釣り上げられる場合に生じる。逆に、過小な支払は、被取得企業が捨て値で獲得される場合に生じる。

SFASNo.141は、上記の6つの構成要素を分析し、構成要素1, 2, 5, 6は、概念上のれんではないとの見解を次のように述べている。

「最初の2つの構成要素は、いずれも、被取得企業に関連するものであり、概念上のれんの一部ではない。構成要素1は、本質的に元来資産ではない。それは、被取得企業によって、その純資産に関して認識されていない利得を反映している。それはのれんの一部というよりこれら純資産の一部である。構成要素2も、また、少なくとも概念上のれんの一部ではない。それは、個別の資産として認識される無形資産を基本的に反映するものである（[2], para. B103）。

構成要素5および6は、被取得企業に関連する。それらの構成要素も、また、概念上のれんの一部ではない。構成要素5は、本質的に元来資産ではないし、資産の一部でもない。むしろ、それは、測定の誤りである。構成要素6も、本質的に元来資産ではない。むしろ、概念上損失（過大支払の場合）または利得（過小支払の場合）を反映する。したがって、構成要素5および6のいずれも、概念上のれんの一部ではない（[2], para.B104）。」

また、IFRSNo.3（[4], para.BC130）は、のれんが残余として測定される場合、のれんは、次のような4つの構成要素から成り立っているとの見解を述べている。

(a) 被取得企業の「継続企業」要素の公正価値

継続企業要素は、これらの純資産を個別に運用することから期待される利益率を超える、純資産の組織化された集合体に基づくより高い利益率を稼得する被取得企業の能力を表す。この価値は、被取得企業の純資産の相乗効果から生じともあろうし、また、独占的利益を稼得する能力や市場参加への障害を含む市場の不完全に関する諸要因などのようなその他の便益から生じることもあろう。

(b) 取得企業の純資産と被取得企業のそれとを結合することから生じると期待される相乗効果およびその他の便益の公正価値

これらの相乗効果およびその他の便益は、それぞれの企業結合に固有のものである。企業結合ごとに、異なる相乗効果が、したがって、異なる価値がもたらされる。

(c) 取得企業による過大な支払

(d) 企業結合のコストの公正価値あるいは被取得企業の識別可能な資産および負債あるいは偶発債務についての公正価値を測定し、認識するさいの誤り。

または、公正価値ではない金額で識別可能な項目を測定する会計基準の要求。

IFRSNo.3（[4], para.BC131）は、上記の4つの構成要素のうち構成要素

(c)および(d)は、概念上のれんの一部ではないとの見解を述べている。

要するに、SFASNo.141やIFRSNo.3は、実務上のれんとして認識される金額の構成要素を分析し、測定誤差を排除することにより、より純化した新しいのれん概念（コアのれん概念）を提示している。

### Ⅲ コアのれん概念

SFASNo.141（〔2〕, para.B105）は、前述した構成要素3および4（コアのれん）だけが、概念上のれんであるとの見解を次のように述べている。

「構成要素の3および4は、概念上のれんの一部である。構成要素3は、被取得企業に関連し、被取得企業の純資産を超過する全体価値を反映する。それは、被取得企業によって内部的に発生したか、あるいは以前の企業結合により被取得企業によって取得された、既存ののれんを表す。構成要素4は、被取得企業と取得企業の両方に関連し、企業結合によって生み出される超過全体価値、つまり、これらの企業の結合から期待される相乗効果を反映する。審議会は、構成要素の3および4を一括して『コアのれん』と呼ぶ。」

また、IFRSNo.3（〔4〕, para.BC131）も、前記の4つの構成要素のうち構成要素(a)および(b)は、概念上のれんの一部であると述べている。構成要素(a)および(b)は、「コアのれん」と呼ばれている。

L.T.ジョンソンとK.R.ペトロン（〔5〕, p.296）も、前述したSFASNo.141と同じ6つののれんの構成要素を提示したうえで、構成要素3および4（コアのれん）だけが、概念上のれんであるとの見解を次のように述べている。

「構成要素の3および4だけが、概念上のれん資産の一部である。それらは、その意味を明示するため『コアのれん』と呼ばれる。構成要素3は、被取得企業によって内部的に発生したか、あるいは以前の企業結合により被取得企業によって取得された、既存ののれんと考えられるであろう。それは、『継続企業

のれん』と呼ばれるであろう。継続企業のれんは、優良企業基準に基づく既存事業の利益獲得能力、つまり、資産および負債が個別に取得される場合に期待される利益を超える、純資産の組織化された集合体に基づくより高い利益を獲得する既存事業の能力を表す。この価値は、優良企業としての企業の市場価値に基づく。言い換えれば、その価値は、企業結合や連結を想定するのではなく、被取得企業を優良企業としてそのまま継続することを予定している取得企業によって支払われるであろう価格である。企業が買収ターゲットとして『参加』していない場合、企業の市場における資産化は、その価格決定の基点となるであろう。

構成要素4は、企業結合前には、存在していない。それは、企業結合によって生じる。したがって、それは、『企業結合のれん』と呼ばれる。そののれん価値は、優良企業としての市場価値を超えて、取得企業によって支払われる買収価格の超過額に基づく。前述したように、そののれんの金額は、企業結合に固有のものである。」

さらに、L.T.ジョンソンとK.R.ペトロン（[5], p.296）は、「継続企業のれん」と「企業結合のれん」との概念上の差異を設例によって次のように説明している。

「第一銀行（別の銀行を取得した経験のある金融機関であり、その業務と自行の業務とをうまく結合している）が、第二銀行（多くの支店が第一銀行の支店と通りを挟んだ所にある）を取得する。第一銀行は、取得企業か被取得企業のいずれかの余計な支店を閉鎖する計画によって生じる莫大な原価節約が最終的に期待される結合による相乗効果のために、第二銀行を取得する。第二銀行の識別可能な純資産が1,000万ドルの公正価値を有し、第二銀行が優良企業として1,400万ドルの市場価値を有しているとすれば、継続企業のれんは、400万ドルと仮定されるであろう。第一銀行が第二銀行を2,000万ドルで取得すれば、企業結合のれんは、600万ドルと仮定されるであろう。」

要するに、新しいのれん概念（コアのれん概念）は、「継続企業のれん」と「企業結合のれん」とから構成されている。したがって、新しいのれん概念（コアのれん概念）は、一般に「継続企業のれん」を意味する伝統的のれん概念と比べて、「企業結合のれん」を含む点にその特徴があるといえる。

伝統的のれん概念に関する議論のほとんどは、コアのれん概念のうち「継続企業のれん」を対象としてきたように思われる。少数の論者だけが、伝統的のれん概念に関する議論において、コアのれん概念のうち「企業結合のれん」に相当するのれん概念に言及しているにすぎない。たとえば、FASB 討議資料（[1], para.157）は、「企業結合のれん」に相当するのれん概念について、「取得企業は、しばしば、被取得企業の既存の優位性だけでなく、取得企業のスキル（たとえば、経営の専門的知識や製品知識や良好な労使関係など）を被取得企業に適用することにより引き出されるメリットを探し出す。」と述べている。また、武田（[7], 326頁）も、ここでいう「企業結合のれん」に相当するのれん概念について、「被取得企業の既存の有利性のみでなく、取得企業の技術・経験・知識等を適用することによって、いっそう利益に貢献することもあるし、取得企業が被取得企業の欠点を除去して有利な状態にすることもあつる。こうした被取得企業の欠点を除去し、あるいは取得企業の有利性を適用して収益力を高める暖簾は、潜在暖簾（dormant or latent goodwill）と呼ばれる。」と述べている。

伝統的のれん概念に関する議論において言及されている「企業結合のれん」に相当するのれん概念は、被取得企業の全体価値を高める企業結合による効果に限定されている。これに対して、コアのれん概念を構成している「企業結合のれん」は、被取得企業と取得企業のそれぞれの全体価値を高める企業結合による相乗効果を包摂している。

#### IV 「コアのれん」概念に関する実務上の問題点

のれんが、概念上構成要素3と4（コアのれん）だけから構成されているとしても、実務上構成要素1，2，5および6がのれんの測定に含められる可能性があるとの問題点が指摘される。たとえば，L.T.ジョンソンとK.R.ペトロン（[5]，p.296）は、「コアのれん」概念の実務上の問題点を次のように指摘している。

「6つの構成要素についてのこの分析に基づけば、何がのれんであり、何がのれんでないかという問題に、少なくとも概念上答えることができる。しかしながら、測定技法が改善されないかぎり、あるいは購入取引に関する利得および損失を認識することについての一般的な禁止を緩和しないかぎり、のれんが概念上構成要素3および4だけから構成されているとしても、構成要素5および6がのれんの測定に含められるリスクがある。同様に、多くの無形資産および有形資産にとっての公正価値は、まったく入手できないか、あるいはそれらの認識を正当化するに十分信頼できるものではないので、構成要素1および2も、のれんの測定に含まれるリスクがある。」

SFASNo.141（[2]，para.B106）は、「コアのれん」概念の実務上の問題点を解決するために、差額としてののれんを構成要素3と4（コアのれん）に純化する努力を次のように要求している。

「本基準書は、のれんの構成要素の1，2および5をのれんとして当初認識する金額に算入することを回避する努力を要求している。特に、取得企業は、(a)購入対価を正確に測定し（構成要素5を除去または減少し）、(b)帳簿価額ではなく、公正価値で購入した純資産を記録し（構成要素1を除去または減少し）、(c)本基準書のPara.39における基準を満たすすべての取得無形資産をのれんとして当初認識する金額に合算しないように、それらを認識する（構成要素2を



減少する) ための努力が要求される。」

SFASNo.141 ([2], para.39) は、パラグラフ39において、のれんとして認識すべきではない無形資産の範囲を次のように明確に規定している。

「無形資産は、契約上あるいはその他の法的権利により生じる場合、(それらの権利が獲得した企業実体あるいは他の権利義務から、移転可能あるいは分離可能であるか否かにかかわらず、) のれんと分離し、資産として認識しなければならない。無形資産が、契約上あるいはその他の法的権利により生じない場合、その無形資産を獲得した企業実体から分離可能、つまり、分離あるいは分割でき、(それが意図的か否かにかかわらず、) 売却、移転、ライセンス、賃貸あるいは交換できる場合に限り、のれんから切り離して、認識しなければならない。しかしながら、本基準書の目的に照らして、個別に売却、移転、ライセンス、賃貸あるいは交換できない無形資産についても、その無形資産が関連した契約、資産あるいは負債と組み合わせて売却、移転、ライセンス、賃貸あるいは交換できる場合、分離可能なものとみなす。本基準書の目的に照らして、従業員の集合体は、のれんから切り離した無形資産として認識しないものとする。」

要するに、SFAS No.141は、次の3つの要件を満たす場合には、識別可能な無形資産として認識し、構成要素2を減少させ、コアのれんを純化することによって、「コアのれん」概念に関する実務上の問題点を解決しようとしている。

- ① 契約上あるいはその他の法的権利により生じる場合
- ② 当該無形資産を獲得した企業実体から分離可能で、かつ売却、移転、ライセンス、賃貸あるいは交換できる場合
- ③ 当該無形資産が関連した契約、資産あるいは負債と組み合わせて売却、移転、ライセンス、賃貸あるいは交換できる場合

また、SFASNo.141 ([2], para.A14) は、次のような識別可能な無形資

産の例を列挙している。なお、\*印の付いた無形資産は、契約上あるいはその他の法的権利により生じないが、分離可能性規準に基づく識別可能な無形資産である。無印の無形資産は、契約上あるいはその他の法的権利により生じる識別可能な無形資産である。

a. 市場関連の無形資産

- (1) トレードマーク，商標
- (2) サービスマーク，団体マーク，認証マーク
- (3) 意匠（特定の色彩，形状や包装デザイン）
- (4) 新聞のマストヘッド
- (5) インターネット上のドメイン名
- (6) 非競争契約

b. 顧客関連の無形資産

- (1) 顧客リスト\*
- (2) 注文あるいは生産残高
- (3) 顧客契約や顧客との関係
- (4) 非契約形態の顧客関係\*

c. 芸術関連の無形資産

- (1) 演劇，オペラ，バレイ
- (2) 本，雑誌，新聞，その他著作物
- (3) 作曲，作詞，広告音などの著作物
- (4) 絵画，写真
- (5) 動画，ミュージック・ビデオ，テレビ番組を含むビデオやオーディオ・ビジュアル素材

d. 契約上の無形資産

- (1) 免許，使用料，債務返済の据置き協定
- (2) 広告，建築，マネージメント，サービス，供給契約

- (3) リース契約
- (4) 建築許可
- (5) フランチャイズ契約
- (6) 営業権および放映権
- (7) 水, 空気, 鉱物の試掘権, 伐採権および通行権などの利用権
- (8) 抵当サービス契約などのサービス契約
- (9) 雇用契約

e. 技術上の無形資産

- (1) 特許技術
- (2) コンピュータ・ソフトやマスク技術
- (3) 非特許技術\*
- (4) タイトルプラントを含むデータベース\*
- (5) 製法, 工程, 方法などの企業秘密

なお, 最近公表された米国財務会計基準第141号改訂のための公開草案(2005年)によれば, SFASNo.141によるのれんの測定方法(「被取得企業の取得原価」が識別可能な純資産の公正価値を超える差額)から「全体としての被取得企業の公正価値」が識別可能な純資産の公正価値を超える差額([3], para.49)に変更されている。したがって, この公開草案によれば, 被取得企業の取得原価に係るのれんの構成要素(構成要素5と構成要素6)は, 差額としてのれんから除去され, 差額としてのれんは, 構成要素3と4(コアのれん)に純化することになると考えられる。

## V むすび

新しいのれん概念(コアのれん概念)は, 実務においてのれんとして認識されてきた金額(企業結合の対価が, 被取得企業の純資産の帳簿価額を超える金

額)から概念上のれんを構成しない要素を排除している点で、より純化したのれん概念であるといえる。また、伝統的のれん概念は、のれんを「継続企業のれん」と理解してきたのに対して、新しいのれん概念(コアのれん概念)は、のれんを「継続企業のれん」と「企業結合のれん」の2つの要素から構成されるものと理解している点で、伝統的のれん概念を精緻化したものとして評価できる。しかしながら、新しいのれん概念(コアのれん概念)は、実務においてのれんとして認識されてきた金額の構成要素を分析したものにすぎず、のれんの本質を明らかにしたものではないと考えられる。「コアのれん」を構成している「継続企業のれん」や「企業結合のれん」の本質が明らかにされないかぎり、新しいのれん概念(コアのれん概念)は、のれんの本質を明らかにする概念としては不十分なものであると考えられる。

すでに述べたように、新しいのれん概念(コアのれん概念)によれば、「継続企業のれん」は、「純資産が個別に取得されなければならない場合に期待されるだろう利益率を超える、純資産の組織化された集合体に基づくより高い利益率を獲得する優良企業としての能力を表す。それは、事業の純資産の相乗効果やその他の便益(たとえば、企業が独占的利益を獲得する能力や潜在的競争者による市場参加に対する法的なあるいは取引コストによる障害を含む市場の不完全性に関連する諸要因)から生じる。」と説明されている。この「継続企業のれん」についての説明は、伝統的のれん概念のうち超過利益説(のれんを超過利益に対する期待とみなす見解)とも識別不能無形資源説(のれんを識別不能無形資源とみなす見解)とも解釈できる。また、後段の部分の説明における「事業の純資産の相乗効果」の意味が不明確であると考えられる。したがって、新しいのれん概念(コアのれん概念)を構成する「継続企業のれん」は、のれんの本質を明らかにする概念としては曖昧なものであると考えられる。

また、「企業結合のれん」は、「取得企業の純資産および事業と被取得企業のそれらとの結合から期待される相乗効果やその他の便益の公正価値」であり、

「これらの相乗効果やその他の便益は、各々の企業結合に固有のものである。したがって、企業結合ごとに異なる相乗効果が、それゆえ、異なる価値が生じるであろう。」と説明されている。この「企業結合のれん」は、「継続企業のれん」とは明らかに異なる本質を有するものであると考えられる。したがって、のれんの会計処理を検討する場合、「継続企業のれん」と「企業結合のれん」を区別して、検討する必要があると考えられる。

## 参考文献

- [ 1 ] Financial Accounting Standards Board, *Discussion Memorandum: An analysis of issues related to Accounting for Business Combinations and Purchased Intangibles* (FASB, 1976).
- [ 2 ] Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No.141: Business Combinations* (FASB, 2001).
- [ 3 ] Financial Accounting Standards Board, *Exposure Draft: Proposed Statement of Financial Accounting Standards: Business Combinations: a replacement of FASB Statement No.141* (FASB, 2005).
- [ 4 ] International Accounting Standards Committee, *International Financial Reporting Standards No.3: Business Combinations* (IASB, 2004.)
- [ 5 ] Johnson, L. Todd and Petrone, Kimberley R. "Is Goodwill an Asset?," *Accounting Horizons* (September 1998), pp.99-107.
- [ 6 ] 榊原英夫（稿）「伝統的のれん概念の再検討」『産業経営研究所年報』第24号，2006年12月，47－55頁。
- [ 7 ] 武田安弘著『企業結合会計の研究』白桃書房，1982年。